

5 農振第 3263 号
令和 6 年 3 月 28 日

三重県知事 殿

農林水産省農村振興局長

「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」の一部改正について

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号農林水産省構造改善局長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、制度の適切かつ円滑な運用につき特段の御配慮をお願いします。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願います。

制度に対する改善内容① 変更手続きの分離化

異議申出があった場合の農用地利用計画変更の手続き(現行)



農用地利用計画変更の手続き(改善案)



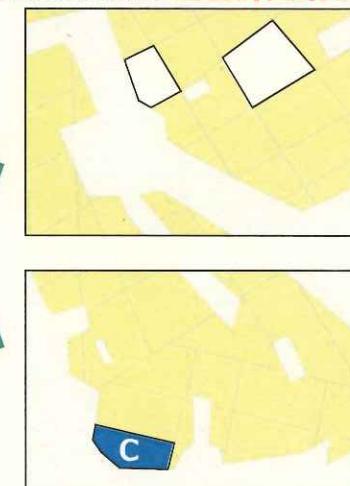
当初の変更計画案



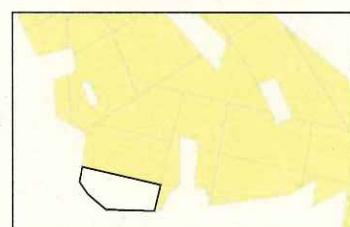
C農地の異議申出



計画案の分離・当初計画案の確定



申出計画案の確定



農用地区域

次回の計画変更の手続きで異議申出農地を除外する場合と同様

制度に対する改善内容② 異議申出要件の変更(異議の申出ができる者の限定)

異議申出者の要件(農業振興地域制度に関するガイドライン14の4の(2)①ア)

① 異議の申出

ア 異議の申出ができる者

法第11条第3項の規定に基づき異議の申出ができる者は、法第11条第1項の規定により縦覧に供された市町村整備計画のうち、農用地利用計画の案において農用地区域としている区域内の土地の所有者であるか又はその土地に関し法律上保護される権原、例えば地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、抵当権、鉱業権等を有している者（以下「所有者等」という。）

また、農用地利用計画の変更により変更前の農用地利用計画における農用地区域から除外されることとなる土地の所有者等は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議の申出をすることができないと解されること。

異議の申出ができる者の変更案

※変更対象農地については、現在の異議申出者の要件に下記の事項を追加

変更対象農地に利害関係がある土地の所有者であるか又は土地に関し法律上保護される権原を有している者
→ 水利用、維持管理、営農に支障がある等で、利害関係があれば土地の距離は問わない

当初の変更計画案



変更対象農地に利害関係が無い者の異議申出が可能
→制度の悪用の恐れがある

改善内容の導入効果

- 過去の農地の農用地区域への編入は、農地整備事業の要件や農業用水の利用があり、手続き停滞による営農への影響が無くなる
- 住宅の建築や個人や企業の経済活動が停滞せず、土地の有効利用に繋がる
- 過去の除外目的には、医療・福祉関係、防災関係、通信・インフラ整備等の県民生活への影響が大きいものがあり、手続きを円滑に進めることで整備の効果を早急に受益することが可能

関係府省1次ヒアリングでの内容を踏まえた農林水産省の対応方針

関係府省 1次ヒアリングにおける主な指摘事項(令和5年7月19日提案募集検討専門部会（第152回）)

- 影響があるのかないのか、事前にある程度メルクマール（基準）を示すことはできないのか。
- 異議申出の処理の対応を柔軟に対応できるような形にできないか。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(令和5年8月4日 提案募集検討専門部会（第155回）配付資料)

- 異議申出が1件でも提出されると、変更手続全体が停止するという**硬直的な制度**になっており、**変更対象地域から数km離れるなど地形的にも環境的にも影響がない**と考えられる地域について異議申出があった場合にまで**全体の手続に遅れが生じるのは、過剰な制約**である。**異議申出に伴う処理の遅延を解消する方策を改めて検討**いただきたい。



農林水産省の今後の対応方針（案）

- ガイドラインにおいて、以下の内容を明記。
 - ア 計画変更の場合の**異議申出の対象は、計画変更部分の内容全般**とするとともに、その異議申出の内容が、**計画変更部分を対象としたものでない場合**であって、補正することができないことが明らかなときは、**審理手続きを経ないで、却下（決定）**することができる
 - イ 異議申出の内容が**権利の濫用により手続きを妨害するなどの目的**の場合は、**却下**することができる
- 上記のような、計画変更対象農地と**直接利害関係のない異議申出の抑制**により、異議申出に伴う**処理の遅延の解消**が図られる。

農業振興地域制度に関するガイドライン改正(案)の内容について

	現行	改正(案)	効果
異議申出の内容	農用地利用計画案の内容全般に対して異議申出ができる旨が記載（最初の計画策定時を想定して記載）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農用地利用計画の変更時については、異議申出の内容は、当該計画変更部分（①農用地区域に編入する土地、②農用地区域から除外する土地、③用途区分を変更する土地）の内容全般である旨を追記 ○ 計画変更部分に直接利害関係を有する場合には、異議の申出ができる旨を追記 	計画変更対象農地と 直接利害関係のない異議申出を抑制
異議申出の決定(却下)	審理手続を経ないで決定で、異議申出を却下することができる場合として、異議申出書の不備の補正を命じた場合において、異議申立人が当該期間内に不備を補正しないときが記載	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審理手続を経ないで決定で、異議申出を却下することができる場合に、異議申出が計画変更部分と無関係であって、補正することができないことが明らかなときは追記 ○ 異議申出の内容が権利の濫用により手続きを妨害するなどの目的の場合は、不適法な異議申出として却下することができる旨を追記 	計画変更対象農地と直接利害関係のない異議申出があった場合は、 審理手続を経ないで、異議申出を却下することにより、異議申出の事務手続を縮化
計画変更手続の事前調整	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画変更案の前に、十分な時間的余裕をもつて、土地所有者等から農用地区域からの除外等の相談を受け付けるとともに、事前相談の段階で、当該除外等が不適当であると判断した場合は、その判断理由等を丁寧に説明する旨を追記 	事前調整の結果を丁寧に説明することにより、 除外要件等を満たさない要望を内容とした異議申出を抑制

4-9 農用地利用計画の変更(農用地区域への編入・除外)

- 市町村は、①農業振興地域整備基本方針の変更、②農業振興地域の区域の変更、③おおむね5年ごとに実施する農業振興地域整備計画に関する基礎調査の結果、④経済事情の変動その他情勢の推移により、農用地区域への編入・除外の必要が生じたときは、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）を変更する（法第13条第1項）。

農用地利用計画の変更

農振法第13条第1項

1 農振法第10条第3項各号の要件を満たさないこととなつた場合

- ・基礎調査等の結果により法第10条第3項各号に掲げる農用地等及び農用地等とすることが適当な土地の要件を満たさないことが明らかになった場合。（ただし、直ちに農用地区域から除外する必要があるかどうかは、市町村の判断に委ねられる。）

2 農振法第10条第4項の土地に該当することとなつた場合

- ・法第10条第4項の農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地に該当することとなつた場合。

3 農用地区域へ編入する場合

- ・農業振興地域のうち農用地区域以外の区域内の土地については、農用地としての優良性、農用地としての整備の可能性等を検討し、農用地区域に含めることが相当なものについては、積極的に農用地区域へ編入する。

農振法第13条第2項

農用地等以外の用途に供することを目的とした農用地区域からの除外は、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼさないようにする観点から、次の要件をすべて満たす場合に限り除外することができる。

1 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと

- ・具体的な転用計画があるか、除外面積が過大でないか
- ・農用地区域以外で建設可能な土地がないか 等

2 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと

- ・農用地の利用集積等に関する目標の達成に支障が生じないか 等

3 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

- ・集団的農地の中央部に他用途の土地が介在することにより高性能機械による営農等に支障が生じないか
- ・土地改良事業や農地流動化施策への支障が生じないか 等

4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと

- ・現に、担い手が集積している農地や集積が確実と見込まれる農地を除外することにより、安定的な農業経営に支障が生じないか等

5 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと

- ・農業用排水施設の分断、排水阻害等が生じるおそれがないか等

6 土地改良事業等完了後8年を経過していること

- ・ほ場整備事業等の面的整備のほか、かんがい排水事業等の線的整備の完了後8年を経過しているか